

町外にあつて、投票できない人は、あらかじめ投票することができません。不在者投票は4月2日から4月16日まで（土、日曜を問わず）毎日午前8時30分から午後5時まで、役場選挙管理委員会で行ないます。不在者投票をやりたい人は、印鑑及びその理由を申し出れば、いつでも出来ます。（証明書が必要ですが）

九、投票は次のことに注意して
 (イ) 投票は午前7時から午後6時まで

輪之内町長選挙及び

輪之内町議会議員選挙について

一、選挙期日の告示

昭和38年4月23日

二、投票日

昭和38年4月30日

午前7時から午後6時まで

三、補充選挙人名簿について

1 調製期日

(イ) 調製現在期日 4月23日

(ロ) 申請期間 4月23日から4月24日まで

(ハ) 調製期限 4月25日

(ニ) 縦覧及び異議申立期限 4月26日

(ホ) 異議申立に對する決定期限 4月27日

(イ) 確定期日 4月28日

(ロ) 確定名簿 4月23日から

(ハ) 縦覧期間 4月24日まで

(ニ) 登記要件

(イ) 年令 昭和18年4月5日から昭和18年4月24日まで

(ロ) 入場券は必ず持つて

(イ) 入場券をなくされた場合でも投票所の受けつけで、その事情をお話しになれば投票することが出来ます。

(ロ) 候補者の氏名をはつきり、一人だけかくこと。

十、開票の時間

開票事務は午後7時20分から輪之内町役場階上で行ないます。開票の結果が判明するのは、午後10時頃の予定です。

の脱漏者で欠格事項に該当しない者
二選挙権回復者
昭和38年4月23日までの間に選挙権を回復した者

ホ特別選挙権取得者

昭和38年4月23日までの間に特別選挙権取得の申出をした者

四、立候補届出期限

昭和38年4月23日から昭和38年4月26日まで

五、選挙すべき定数

町長 一人
町議會議員 二二人

六、投票所入場券について

投票所入場券を各区分長さんにお願ひして、皆さんに配布していただくように依頼します。

七、投票のできる人は

(イ) 昨年9月15日現在でつくられた基本選挙人名簿に登録された者
(ロ) 本年4月3日現在でつくられた補充選挙人名簿に登録された者
(ハ) 本年4月23日現在でつくられた補充選挙人名簿に登録された者
なお、(イ)、(ロ)、(ハ)のうちいずれも当町より他町村へ住所を移した人は選挙権はありません。

八、不在者投票について

不在者投票は4月23日から4月29日まで毎日午前8時30分から午後5時まで役場内選挙管理委員会

で受け付けます。

不在者投票をするには、証明書が必要であります。例えば、事業所や事務所に勤めている人は、その事業所や事務所の長の証明書、お産予定の人は医師か、助産婦の証明書が必要となっております。詳細は役場内町選挙管理委員会へお尋ねください。

九、投票は次のことに注意して

(イ) 投票は午前7時から午後6時まで
(ロ) 投票順序は、町長をさきに行なつた後、町議會議員を行ないます。

(ハ) 投票のしかた。

投票用紙は二枚で、町長選挙の投票用紙は、淡青色に黒で、すつてあり、町議會議員選挙の投票用紙は、白色に赤ですつてあります。

二投票用紙には候補者の氏名を一名だけ書いてください。
候補者の名前や文字を忘れたときは、記載台の前にはつてある候補者の氏名表をみてはつきりまちがいのないように書いてください。

十、開票時間

午後7時20分から役場階上で行ないます。開票結果が判明するのは、町長選挙は午後9時30分頃、町議會議員選挙は一日午前1時頃の予定です。